不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容		栃木市観光交流館の利用の制限
根拠法令等及び条項		栃木市観光交流館条例第8条
	根拠条項	栃木市観光交流館条例第8条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3年 4月20日設定 平成 年 月 日最終変更

【基準】

栃木市観光交流館条例抜粋

(利用の制限)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものと する。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。

処 分 基 準